

令和3年度
社会教育主事講習[B]
実施要項

期間 令和4年1月24日～2月21日
主催 国立教育政策研究所
社会教育実践研究センター

目 次

	ページ
実施要項	1
別表 1 (講習を行う科目名、単位数、内容・テーマ、配当時間数、教育方法及び講師)	17
別表 2 (日程)	26
参考規程等	33
申込書等様式	38
社会教育主事講習の申込み等に関するQ&A	48

令和3年度社会教育主事講習 [B] 実施要項

社会教育主事講習の申込みや受講にあたっては、国立教育政策研究所社会教育実践研究センターのホームページに掲載しているオリエンテーション動画を御覧いただいた上で手続きをお願いします。本講習の意義や目的、受講上の留意事項等を説明しています。

<https://www.nier.go.jp/jissen/index.htm>

1 趣 旨

社会教育法第9条の5の規定及び社会教育主事講習等規程（以下、「省令」という。）に基づき、文部科学大臣から委嘱を受け、社会教育主事となりうる資格を付与すること、及び社会教育に携わる専門的職員等の資質の向上を目的とした講習を実施するものです。

2 主 催

国立教育政策研究所社会教育実践研究センター

3 対 象

省令第2条各号のいずれかに該当する者

4 期間（全日程）

令和4年1月24日（月）～2月21日（月）＜土日祝日を除く20日間＞

5 受講方法等

科目別の期間及び受講方法等は、次表のとおり。

国立教育政策研究所社会教育実践研究センター（以下、「当センター」という。）を主会場として講義等を実施します。

本講習は、インターネットを活用し、講義等を地方会場（6. 「会場及び定員」参照）へライブ配信します。地方会場においても受講することができますので、希望する会場を2つまで選択の上、申込みください。

なお、ライブ配信の受講科目（「生涯学習概論」「社会教育経営論」）のみを分割受講する場合は、後述の受講申込書の「受講希望会場」において、「主会場（ライブ配信科目のみ）」を選択してください。

受講者の選定等の取扱いについては、「13. 受講者の選定及び受講者決定の通知」を参照してください。

受講科目	生涯学習概論	社会教育経営論	生涯学習支援論	社会教育演習
期間	1月24日（月） ～1月28日（金）	1月31日（月） ～2月4日（金）	2月7日（月） ～2月14日（月）	2月15日（火） ～2月21日（月）
受講方法	ライブ配信 （同時双方向性）	ライブ配信 （同時双方向性）	集合研修 （対面）	集合研修 （対面）
			集合研修 （ライブ配信（同時 双方向性）・対面）	集合研修 （対面）
受講場所	職場や自宅等	職場や自宅等	主会場・地方会場	主会場・地方会場

6 会場及び定員

15会場 合計 387名

会場名・施設名称等	募集定員(人)
主会場 社会教育実践研究センター 〒110-0007 東京都台東区上野公園12-43 電話 03-3823-8420 FAX 03-3823-3008	生涯学習概論 120 社会教育経営論 120 生涯学習支援論 60 社会教育演習 60
岩手会場 岩手県立生涯学習推進センター 〒025-0301 岩手県花巻市北湯口第2地割82番地13 電話 0198-27-4555 FAX 0198-27-4564	20
宮城会場 東北自治総合研修センター 〒981-3341 宮城県富谷市成田二丁目22-1 電話 022-351-5771 FAX 022-351-5773	10
埼玉会場 埼玉県立加須げんきプラザ 〒347-0032 埼玉県加須市花崎456 電話 0480-65-0660 FAX 0480-65-8894	30
千葉会場 千葉県総合教育センター 〒261-0014 千葉県千葉市美浜区若葉2-13 電話 043-276-1166 FAX 043-272-5128	20
新潟会場 新潟県立生涯学習推進センター 〒950-8602 新潟県新潟市中央区女池南3丁目1番2号 電話 025-284-6110 FAX 025-284-6019	20
長野会場 長野県生涯学習推進センター 〒399-0711 長野県塩尻市大字片丘字南唐沢6342-4 電話 0263-53-8822 FAX 0263-53-8825	10

<p>静岡会場</p> <p>※ 受講科目によって会場が異なります。</p> <p>静岡県教育会館 (生涯学習支援論) 〒420-0856 静岡県静岡市葵区駿府町1-12 電話 054-252-1011 FAX 054-254-1028(教育会館事務室) 054-251-9672(講習時: 県P連事務局)</p> <p>静岡市産学交流センターB-nest(ビネスト) (社会教育演習) 〒420-0857 静岡県静岡市葵区御幸町3-21 電話 054-275-1655 FAX 054-275-1656</p>	20
<p>鳥取会場</p> <p>琴浦町生涯学習センター 〒689-2303 鳥取県東伯郡琴浦町徳万266-5 電話 0858-52-1161 FAX 0858-52-1122</p>	24
<p>島根東会場</p> <p>島根県立東部社会教育研修センター 〒691-0074 島根県出雲市小境町1991-2 電話 0853-67-9061 FAX 0853-69-1380</p>	20
<p>島根西会場</p> <p>島根県立西部社会教育研修センター [いわみ～る内] 〒697-0011 島根県浜田市野原町1826-1 電話 0855-24-9344 FAX 0855-24-9345</p>	15
<p>広島会場</p> <p>※ 日によって会場が異なります。</p> <p>広島県東広島庁舎 (2月7日(月)～9日(水)) 〒739-0014 東広島市西条昭和町13-10 広島県東広島庁舎 会議棟会議室</p> <p>広島県立教育センター (2月10日(木)～21日(月)) 〒739-0144 広島県東広島市八本松南1-2-1</p> <p>[問い合わせ先] 広島県立生涯学習センター 〒730-0052 広島県広島市中区千田町3-7-47 広島県情報プラザ4階 電話 082-248-8848 FAX 082-248-8840</p>	18

<p>愛媛会場</p> <p>※ 曜日等によって会場が異なります。</p> <p>愛媛県総合教育センター (月曜日、2/15) 〒791-1136 愛媛県松山市上野町甲650番地 電話 089-963-3111 FAX 089-963-3146</p> <p>愛媛県生涯学習センター (火曜日～金曜日) 〒791-1136 愛媛県松山市上野町甲650番地 電話 089-963-2111 FAX 089-963-4526</p>	<p>30</p>
<p>長崎会場</p> <p>長崎県立佐世保青少年の天地 〒857-0001 長崎県佐世保市烏帽子町376番地 電話 0956-23-9616 FAX 0956-23-9617</p>	<p>10</p>
<p>沖縄会場</p> <p>沖縄県南部合同庁舎 生涯学習推進センター 〒900-0029 沖縄県那覇市旭町116-37 南部合同庁舎4階 電話 098-864-0474 FAX 098-864-0476</p>	<p>20</p>

7 ライブ配信の要件等

ライブ配信される講義を受講するために必要な要件等は次のとおりです。

※ すべて受講者でご用意いただくものです。それぞれの項目を✓チェックしながら確認してください。

(1) ハードウェア

項番	項目	内容 (用途・要件等)
1	パソコン	次の要件を満たすパソコン及びネットワーク環境
		OS : Windows 8.1、Windows 10、Windows 11
		メモリ : 2 GB 以上 (64bit OS)
		解像度 : 1024 x 768 pixel 以上
		インターネットに常時継続・安定して接続できること。 通信速度 : ブロードバンド環境推奨 下り 10 Mbps 以上を推奨 (例) Web会議システムアプリケーション (Zoom) や 動画の映像及び音声が届くことなく出力される こと。
2	Webカメラ マイク	パソコンに内蔵又は外付け。オンライン講義における質疑応答や出欠確認等に必要です。
3	ヘッドセット	ヘッドセットの使用を推奨。パソコンに音声デバイス (スピーカー、イヤホンなど) が接続されていない場合は、ヘッドセットが必要です。

(2) ソフトウェア

ライブ配信された講義を受講する、又は講義資料閲覧等に必要な次のソフトウェアをインストールしていること

項番	項目	用途・要件等
1	ブラウザ	Internet Explorer 11 (デスクトップ版) Microsoft Edge 最新版 (Chromium版) Google Chrome 最新版
2	Web会議システムアプリケーション (Zoom)	双方向性のあるライブ配信講義を受講するために必要であるため、必ず最新版にバージョンアップして受講すること。
3	Microsoft Office (Word2016以上、 Excel2016以上、 PowerPoint2016以上)	各種文書作成や講義資料の閲覧等に必要であるため、使用できるようにすること。
4	Adobe Acrobat Reader	講義資料閲覧等に必要であるため、使用できるようにすること。

(3) メール

当センターでは、研修に関する連絡などをメールにて送付（一斉送信）します。
次の要件を満たすメールアドレスを登録してください。（受講申込書（別紙様式1）の「⑤E-mail」の欄に御記入ください。）

用途・要件等	
	受講場所を考え、常時確認可能であること。 例) 自宅で受講する際は、職場のメールが閲覧できない場合もあります。この場合は、自宅で閲覧できるメールアドレスを御指定・登録してください。
	個人メールアドレスを登録すること。 メールを使い、テストの結果通知やレポートの添削等を行います。 職場の代表アドレスは、ご遠慮ください。

(注意) Gmail をお使いの方

当センターからの一斉送信メールを受信できない事案が多発しています。
次のいずれかの対応をお願いします。

- ① 「@nier.go.jp」からのメール又は、別途指定するメールアドレスを受信できるようドメイン指定を行う。
- ② Gmail 以外のメールアドレスを登録する。

上記の設定をしていないため、当センターからのメールが未着になり、結果として受講ができなくなっても、当センターでは、責任を負いません。

(4) 受講環境その他

用途・要件等	
	他業務や生活等の影響を受けず受講に専念できる適切な環境・場所等を確保すること。
	端末又はインターネット環境の不具合があった際に備え、直ちに電話連絡が可能となるように携帯電話を手元に置くこと。
	受講決定後、講座開始前までに実施する「 <u>オンライン講義接続確認テスト（令和4年1月上旬予定）</u> 」に参加すること。 受講に必要なZOOMやLMSの操作説明をするとともに、受講上の諸注意をお伝えいたします。 各自においてもZOOMの操作方法について、確認しておいてください。

(5) 「生涯学習支援論」及び「社会教育演習」におけるパソコンの使用について

各会場に集合して実施する「生涯学習支援論」及び「社会教育演習」の演習において、会場によっては、受講者がパソコンを用意・持込みする必要があります。

次の表で受講希望の会場の状況を確認してください。(ハードウェアやソフトウェアの要件は、「7 ライブ配信の要件等」参照。)

	演習において パソコンの使用 の有無	会場でのパソコン の準備の有無	個人パソコンを 接続できる Wi-Fiの有無	個人パソコンの 持込要否	備考
	あり：○ なし：×	あり：○ なし：×	あり：○ なし：×	必要：○ 可：△ 不要又は禁止：×	
主会場	○	○	×	△	個人パソコン持込み可能であるが モバイルWi-Fi ルーター必要。
岩手	○	×	○	○	
宮城	○	×	○	○	
埼玉	○	×	○	○	
千葉	○	○	×	△	個人パソコン持込み可能であるが モバイルWi-Fi ルーター必要。
新潟	○	○ ※班に1台程度	×	△	個人パソコン持込み可能であるが モバイルWi-Fi ルーター必要。
長野	○	×	×	△	
静岡	○ ※社会教育演習のみ	○ ※社会教育演習のみ 一人一台ではない	○ ※社会教育演習のみ	△	個人パソコン持込み可能であるが安 定したWi-Fi環境は保証できない。
鳥取	○	×	○	○	
島根東	○	○	○	×	
島根西	○	○ ※班に1台程度	○	○	
広島	○	○	×	×	
愛媛	○	○ ※数に限りあり	×	△	個人パソコン持込み可能であるが安 定したWi-Fi環境は保証できない。
長崎	○	×	×	△	個人パソコン持込み可能であるが モバイルWi-Fi ルーター必要。
沖縄	○	○ ※数に限りあり	○	○	

8 講習を行う科目名、単位数、内容・テーマ、配当時間数、教育方法及び講師
(別表1) のとおり

9 日 程
(別表2) のとおり

10 受講申込み手続

(1) 受講資格

省令第2条各号(後掲)に該当する者は、受講申込みできます。

ただし、過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合、受講をお断りすることがございますので、あらかじめ御了承ください。

(2) 申込み方法及び申込み先

受講希望者は、「(3)提出書類」のうち必要な書類を次の区分に従い提出してください。

ア 公務員、教育委員や社会教育委員、社会教育施設に勤務する者(指定管理を含む)

勤務先が所在する都道府県教育委員会の社会教育主事講習担当宛て

イ 上記以外の法人又は民間企業に勤務する者、学生、主婦等

居住する都道府県教育委員会の社会教育主事講習担当宛て

なお、独立行政法人国立青少年教育振興機構に勤務する者で都道府県教育委員会との人事交流で採用されている職員は、派遣元の都道府県教育委員会に提出してください。

(3) 提出書類

省令第2条に規定している受講資格に応じて、次の書類を提出してください。

共通する注意事項

- 提出された書類については、返却いたしません。
- 写しを提出する場合は、所属機関又は推薦機関の「**原本証明**」が必要です。
- 過去に当センターが実施する社会教育主事講習を受講し、次表のイ～オの書類を既に提出済みの場合には、今回は提出不要です。「受講申込書」のみ提出してください。
- 公的機関や大学等の機関が発行する**証明書**は、申込書を提出する日から**3か月以内**に取得したものを提出してください。
- 各証明書等記載の氏名と現在の氏名が異なる場合には、「**戸籍抄本**」等の証明書類を併せて提出ください。

提出書類 省令第2条 の受講資格	ア	イ		ウ	エ	オ
	受講申込書【様式1】	卒業証明書	教育職員免許状授与証明書 又は 教員免許状の写し	勤務証明書【様式2】	単位修得認定申請書【様式3】	単位修得証明書【様式4】
第1号該当者	◎	○			△	○
第2号該当者	◎		○		△	○
第3・4・5号該当者	◎			○	△	○

◎…必須、○…該当者は提出、△…単位修得認定申請をする者はウとエを併せて提出

提出書類の詳細については、次の注意事項をよく確認の上、作成し提出してください。
また、後述の「**社会教育主事講習の申込み等に関するQ&A**」もあわせて御確認ください。

ア. **「社会教育主事講習[B]受講申込書」…【様式1】**

当センターのホームページから、申込書の様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、提出ください。作成した申込書のデータ(Excel)についても、申込先の都道府県教育委員会が指定する方法で、上記と併せて提出ください。

なお、申込者の印鑑は不要ですが、必ず本人が作成し、申込みしてください。

<申込書様式のダウンロードURL>

<https://www.nier.go.jp/jissen/youkou/r03youkou/index.htm>

イ. 「受講資格」を証明する書類（上記ア.の「⑫受講資格」欄を証明する書類）

省令第2条（後掲）に受講資格を規定しています。該当する受講資格（第〇号）に応じて、必要な書類が異なりますので、次表をよく確認し提出してください。

省令第2条受講資格	必要な書類
第1号該当者	<p>a) 大学、短期大学又は高等専門学校の卒業(修了)証明書※ （大学を中途退学した場合は、2年以上在学し、62単位以上を修得したことの証明書） ※「卒業証書」の写しや「成績証明書」では認められません。</p> <p>b) 大学又は大学院在学中の者は、「在学証明書」及び「大学に2年以上在学して62単位以上を修得したことが確認できる大学発行の証明書」及び「本講習の受講が学業・卒業に支障のない旨を記した在学中の大学又は大学院からの書面」（様式自由）</p>
第2号該当者	<p>教育職員の普通免許状の写し※、又は教育職員免許状授与証明書 ※教育職員の普通免許状の写しを提出する場合は、所属機関又は推薦機関の「原本証明」が必要です。</p>
第3・4・5号該当者	所属長が証明する「勤務証明書」…【様式2】

ウ. 「単位修得認定申請書」……【様式3】

単位修得の認定を希望する者は、「単位修得証明書」【様式4】を添付して提出ください。

詳細は、「11. 科目代替について」を参照ください。

申込者の印鑑は不要ですが、必ず本人が作成し申込みしてください。

なお、令和元年度以前に大学等で社会教育主事講習の旧カリキュラムを修了し、社会教育士の称号を得るために申し込む場合は、新カリキュラムにおいても有効な科目について「単位修得認定申請書」を提出してください。

（例）令和元年度以前の旧規程の下で実施された講習を修了した場合、省令附則（平成30年2月28日文部科学省令第5号）の規定により、「生涯学習概論」と「社会教育演習」については、単位修得済と認められますので、当該2科目について「単位修得認定申請書」を提出してください。

エ. 「単位修得証明書」……【様式4】※

講習の分割受講を希望する者のみ提出ください。

詳細は、後述「12. 分割受講や履修順について」を参照ください。

なお、令和元年度以前に大学等で社会教育主事講習の旧規程の下で修了し、今回改めて社会教育士の称号を得るために申込みする場合は、「単位修得証明書」に代わり、同講習の修了証書の写し※を提出してください。

※写しを提出する場合は、所属機関又は推薦機関の「原本証明」が必要です。

オ. 「受講動機について」……………【様式5】

本講習の受講を希望した理由を320～400字で記入の上、提出ください。

記入にあたっては、今後、講習で得た成果をどのように社会教育に役立てたいのかを含め、具体的に記入してください。

320字に満たない場合は、再提出をしていただきます。

(4) 提出期限及び提出先

都道府県教育委員会は、前項の受講希望者について、受講資格の有無を審査して、資格があると認められた場合には、(3)の提出書類に「推薦書」【様式6】を添えて、次の提出期限までに、当センターに送付してください。

「推薦書」は、受講希望者を①新たに社会教育主事となる資格を得ようとする者と②社会教育主事講習や大学における社会教育主事養成課程の修了者で、社会教育士と称するためや学び直し等のために受講を希望する者に分けた上で、それぞれ氏名の五十音順で記載し、各人に勤務先(所属)種別番号(下記参照)及び「13.受講者の選定及び受講者決定の通知」で示す①～③の番号を付してください。

また、各人の受講申込書【様式1】のデータ(Excel)を、下記提出先にメールで送付してください。

当センターへの提出期限：令和3年11月24日(水)【必着】

※ 教育委員会ごとの提出期限は、上記期日よりも早くなります。あらかじめ各自で問い合わせする等、確認をお願いします。受講資格を証明する証明書等は、発行に時間がかかる場合がありますので、提出期限に間に合うように御準備ください。

<申込様式の提出先>

送信先メールアドレス：shujikou@nier.go.jp

件名：【提出(〇〇県)】令和3年度社会教育主事講習[B]受講申込書データ

<勤務先(所属)種別番号>

- 1 都道府県・指定都市教育委員会
- 2 都道府県・指定都市生涯学習センター、社会教育施設
- 3 都道府県首長部局
- 4 市区町村教育委員会
- 5 市区町村公民館や図書館等の社会教育施設
- 6 市区町村首長部局
- 7 社会教育委員、公民館運営審議会委員等
- 8 学校教育法第一条に規定する学校
- 9 国立の教育機関(国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館等)
- 10 指定管理者(公益・一般法人、特定非営利活動法人、民間企業等)
- 11 学生
- 12 その他(社会教育関係団体職員、地域コーディネーター等)

11 科目代替について

(1) 省令第7条第2項及び第3項の規定により、大学等における科目の既修得単位及び文部科学大臣が定める学修をもって、本講習において受講者が修得すべき科目の単位に替えることができます。ただし、4科目全ての代替は認めませんので、1科目以上（科目は問いません）は受講してください。

また、代替できる単位は、受講申込みの時点で修得済みであることが必要です。

(2) 科目代替を希望する場合は、「単位修得認定申請書」【様式3】に必要事項を記入の上、当該科目に相当する科目の「単位修得証明書」等※を添付してください。

後日、社会教育主事講習運営委員会において書類等を審査し、単位を修得したと認める者に対し単位修得認定書を交付します。

※写しを提出する場合は、所属機関又は推薦機関の「原本証明」が必要です。

12 分割受講や履修順について

本講習では、科目ごとの分割受講のほか、複数年度にわたる分割受講を認めています。ただし、一つの科目内での分割受講はできません。また、分割受講する場合であっても、講習内容を体系的に理解し、実践力を高めてもらうため、①生涯学習概論、②社会教育経営論、③生涯学習支援論、④社会教育演習の順序での履修をお願いします。

既に、他の機関あるいは大学において、社会教育法第9条の5に定める社会教育主事講習の一部科目の単位を修得しており、当該科目の受講の免除を希望する場合は、「単位修得証明書」【様式4】（※）を提出してください。

※写しを提出する場合は、所属機関又は推薦機関の「原本証明」が必要です。

他の機関や大学において、単位修得証明書を所定の様式で用意している場合は、様式4によらず、その機関や大学所定の証明書（原本）の提出で構いません。

なお、国立教育政策研究所（以下、「当研究所」という。）が実施する講習で修得した場合は、【様式4】の添付は不要ですので、「受講申込書」【様式1】の「⑨単位修得の認定を受けた科目及び単位」欄に、修得済みの科目名及び単位数と併せて、「受講年度」と「講習名」を記入してください。

（記入例：生涯学習概論2単位（平成〇〇年度[A]））

生涯学習概論、社会教育演習については、令和元年度までの講習で修得していれば、令和2年度以降の講習においても修得済み科目となります。

13 受講者の選定及び受講者決定の通知

当研究所は、「社会教育主事講習運営委員会」の意見を基に受講者を選定し、受講決定した結果を、推薦のあった都道府県教育委員会及び受講者本人に通知します。

会場ごとに受講対象者の選考を行う際には、文部科学省が定める本講習の運用指針（社会教育主事講習の実施について（運用指針））に基づき、新たに社会教育主事となる資格を得ようとする者のうち、以下の順に規定されている職についている（常勤・非常勤を問わない）者を優先することとします。また、会場ごとに定員がありますが、第一希望の会場に選定されない場合は、第二希望の会場に選定される場合もあります。

- ① 都道府県・市町村の教育委員会の事務局に置かれている職員
- ② 都道府県・市町村の職員
- ③ 「社会教育主事補の職と同等以上の職及び社会教育に関係のある事業における業務であって、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するもの並びに教育に関する職を指定（H8.8.28 文部省告示第148号）」に規定されている職についている者

なお、上記を原則としつつ、次に該当する者を考慮するほか、各会場の新型コロナウイルス感染拡大防止等の観点を踏まえ「社会教育主事講習運営委員会」の意見を基に選定します。

- 令和3年度社会教育主事講習[A]の「生涯学習支援論」及び「社会教育演習」の講義部分の受講を終了し、演習部分が新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言の発令に伴い延期になり、結果として延期後の日程では業務の理由から都合がつかず、受講を辞退をした者（自己都合や受講者側の理由で辞退した者を除く。）

14 修了認定及び修了証書

(1) 本講習の単位修得の認定は、次の要件を総合的に考慮し、外部有識者も加えた運営委員会の議を経て認定します。

詳細は、後述の社会教育主事講習単位修得認定細目（国立教育政策研究所社会教育実践研究センター長裁定）を参照してください。

社会教育主事講習における単位修得認定

○各科目とも講義・演習時間の5分の4以上の出席があること。

- ・本講習は、全日出席することが原則です。やむを得ず欠席する場合は、「欠席届」を当センターに提出していただきます。
- ・出席時間数が5分の4未満の者のうち、国立教育政策研究所社会教育実践研究センター長がやむを得ない事由があると認めた場合には、補講その他の措置をもって出席時間数に代えることができます。自己都合によって欠席しても補講はありません。

○科目ごとの課題について、「合格」の評価を得ていること。

次の項目のいずれかに該当する場合には「不合格」となります。

- ・確認テストの点数が、合格点に達していない
- ・課題レポートを期限内に提出していない又は期限内に完成していない
- ・演習成果物を期限内に完成していない

○その他、講義・演習等における履修状況が適切であると認められること。

受講期間中、次に該当する場合で当センター及び地方会場からの指示に従っていただけないときは、受講を遠慮いただく場合があります。その場合は、履修状況が不適切と判断します。

- ・新型コロナウイルス感染症防止対策に依拠していないと認められる場合
- ・他の受講生の受講の妨げまたは迷惑になる行為をしたと認められる場合
- ・受講態度が著しく不良であると認められる場合
- ・オンラインでの受講中において、受講に専念できる環境で受講していないと認められる場合
- ・受講生が公序良俗に反する行為や法令等の重大な違反行為を行い、社会通念上において受講させるべきではないと認められる場合
- ・その他、本講習の運営に支障をきたす行為・行動が認められる場合

(2) 当研究所は、省令第8条により、本講習において8単位以上の単位を修得した者に対して、受講終了後、講習の修了証書を授与します。

修了証書を授与された者は、社会教育士（講習）と称することができます。

なお、修得単位が8単位に満たない者に対しては、修得した科目の「単位修得証明書」【様式4】を交付します。

15 受講に要する経費

受講に要する経費（例：交通費、食費、宿泊費、インターネット受講に要する端末や接続に関する費用等）は、受講者側の負担とします。また、本講習が非常災害や新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言の発令に伴い延期や中止になった場合であっても、それに伴い発生したキャンセル料等について当研究所では負担できませんので、あらかじめ御承知おきください。

受講料の負担金はありません。

16 「生涯学習支援論」「社会教育演習」の受講で各会場に集合して受講する際の持参品

(1) 健康保険証

(2) 『生涯学習・社会教育行政必携』（令和4年版） ※ライブ配信時にも使用します。

(3) 当センター編集・発行のハンドブック等 ※ライブ配信時にも使用します。

受講決定した者に配布する予定です。

(4) 勤務地等の社会教育・生涯学習振興に関する計画等

社会教育演習「事業計画立案の実際」で使用します。

(5) パソコンやタブレット端末等（任意）

社会教育主事講習では、科目によってレポートの提出等が求められるものがあります。当センター（主会場）の研修用パソコン（インターネット接続有）の利用ができますが、台数に限りがあるため、特に遠隔地から受講される方は、各自の端末を持参することをおすすめします。ただし、当センターでは持参された端末をインターネット接続することはできませんので、各自でモバイルWi-Fiルーターを用意してください。

地方会場のパソコン持ち込みやネット環境については、「7 ライブ配信の要件等を参照ください。

17 健康管理について

長期にわたる講習のため、受講申込みの際は、受講申込書【様式1】「⑧健康状況」欄に該当する事項は漏れなく御記入ください。また、受講申込み後に生じた疾病等についても必ず当センターに御連絡いただくようお願いします。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、集合研修の2週間前からの検温記録等、受講期間中の体調管理の徹底、及び必要に応じて体調等の報告を求める場合があります。

講習期間中の方が一事故やけがに備えて、傷害保険等に加入するなど、各自の責任で万全を期して参加していただきますようお願いします。

18 非常変災等について

非常変災等が発生した場合においては、台風等、事前予測が相当程度可能な災害の場合は、代替措置等について速やかに決定し、受講者等関係者全員に遅滞なく連絡します。

なお、非常変災等の発生により概ね一週間以上にわたって講習実施の困難が想定される際は、文部科学省と協議の上、その後の対応について決定します。

19 その他

(1) 本実施要項に関する問合せは、下記の本件担当連絡先までお願いします。

(2) 講習期間中は、講義前後や昼休み等に、講習を運営する上で必要な情報をお知らせすることがありますので、あらかじめ御承知おきください。また、受講に必要な情報については、会場ごとに「研修案内」等として受講決定後に配付いたしますので参照してください。

- (3) 当センター（主会場）内は禁煙です。地方会場については、各会場へお問い合わせください。
- (4) 当センター（主会場）にお越しの際は、公共交通機関を利用してください。地方会場のアクセス及び交通手段については、各会場担当者へお問い合わせください。
- (5) 当センターには宿泊施設はありません。宿泊予定の方は、近隣のホテル等を各自で手配くださるようお願いいたします。
- 地方会場については、各会場にお問い合わせください。
- (6) 本実施要項に定めるもののほか、講習実施に関することは、必要に応じて、国立教育政策研究所社会教育実践研究センター長が定めます。

【本件担当】

国立教育政策研究所 社会教育実践研究センター
企画課 普及・調査係

TEL : 03 - 3823 - 8420

E-mail : shujikou@nier.go.jp

令和3年度社会教育主事[B]講習を行う科目名、単位数、内容・テーマ、配当時間数、教育方法及び講師

科目名	単位数	内 容 ・ テ ー マ	配当時間数	教育方法	講 師		
生涯学習概論	2	1 生涯学習の理念と施策					
		(1) 生涯学習の現代的意義 生涯学習論の系譜	3	講義	慶應義塾大学名誉教授・田園調布学園大学教授 米山 光儀		
		(2) 生涯学習振興施策の動向	1.5	講義	文部科学省総合教育政策局		
		2 社会教育の意義と展開					
		(1) 社会教育の意義・特質	3	講義	青山学院大学教授 鈴木 眞理		
		(2) 社会教育の基本法令・施策	3	講義	文部科学省総合教育政策局 青山学院大学コミュニティ人間科学部特任教授 山本 裕一		
		(3) 社会教育行政の組織と役割	4.5	講義	青山学院大学コミュニティ人間科学部特任教授 山本 裕一		
				事例研究	栃木県教育委員会事務局生涯学習課社会教育主事 田村 充 那須町教育委員会生涯学習課指導主事兼社会教育主事 大森 誠 那須町教育委員会生涯学習課那須公民館副主幹兼係長 大島 貴宏 那須町教育委員会生涯学習課高原公民館副主幹兼係長 月井 和美		
		(4) 社会教育主事の役割と職務 社会教育関係団体と指導者	4.5	講義	札幌国際大学教授 佐久間 章		
				事例研究	青森県教育庁生涯学習課社会教育主事 柳谷 修 川場村教育委員会事務局社会教育主事(特別派遣) 高橋 健司		
		(5) 公民館の役割と機能	1.5	講義	東京家政大学准教授 宮地 孝宜		
		(6) 図書館の役割と機能	1.5	講義	青山学院大学コミュニティ人間科学部長・教授 小田 光宏		
		(7) 博物館の役割と機能	1.5	講義	公益財団法人日本博物館協会専務理事 半田 昌之		
		3 生涯学習社会と家庭・学校・地域					
		(1) 生涯学習社会と家庭教育	1.5	講義	愛媛大学教授 露口 健司		
		(2) 生涯学習社会と学校教育	1.5	講義	九州女子大学・九州女子短期大学地域教育実践研究センター所長・教授 大島 まな		
		(3) 家庭、学校、地域の連携・協働と社会教育の役割	3	講義	全国体験活動ボランティア活動総合センターコーディネーター 大坪 直子		
				事例研究	川口市立朝日東小学校長 熊谷 茂樹 天城町教育委員会社会教育課長 和田 智磯		
		小 計			30		

科目名	単位数	内 容 ・ テ ー マ	配当 時間数	教育 方法	講 師			
社 会 教 育 経 営 論	1	社会教育行政と地域活性化	1.5	講義	全国視聴覚教育連盟会長 馬場 祐次朗			
		(1) 社会教育行政と地域づくりマネジメント						
	2	社会教育行政と市民協働・住民自治 住民が主体となる地域活性化の取組	3	講義	青山学院大学教授 山本 珠美			
						事例研究	鹿屋市串良町柳谷自治公民館館長 豊重 哲郎	
							2	社会教育行政の経営戦略
	(1) 社会教育計画の策定と評価							
	3	社会教育事業における評価の意義と方法	3	講義	秋田大学大学院教授 原 義彦			
						(2) 社会教育事業における評価の意義と方法		
	3	学習課題の把握と広報戦略	1.5	講義	滋賀大学教授 神部 純一			
						(1) 地域課題の分析と把握		
						1.5	講義	東北学院大学教養学部長・教授 水谷 修
	1.5	講義	関東学院大学国際文化学部長・教授 吉田 広毅					
				(3) 社会教育行政における地域広報戦略				
	4	社会教育における地域人材の育成	1.5	講義	学校法人文教大学学園理事長 野島 正也			
						(1) 地域課題解決・まちづくりに取り組む人材の育成と活動支援		
						1.5	講義	全国体験活動ボランティア活動総合推進センターコーディネーター 橋本 洋光
	(2) コーディネーターの役割, 必要な知識・技術							
	2	5	学習成果の評価と活用の実際	3	講義	広島修道大学教授 山川 肖美		
							事例研究	東広島市教育委員会生涯学習部生涯学習課 課長補佐兼係長兼管理係長兼社会教育主事 福永 崇志
(1) 学習成果の評価 (2) 学習成果の活用								
6	社会教育を推進する地域ネットワークの形成	1.5	講義	岡山大学教授 熊谷 慎之輔				
					3	シンポジウム 下関市立大学准教授 天野 かおり		
		(1) 家庭, 学校, 地域の連携・協働の推進と地域の活性化						
		（登壇者） 市川市教育委員会学校教育部学校地域連携推進課副主幹 大野 聡美						
			（登壇者） 益田市教育委員会協働のひとづくり推進監 大畑 伸幸					
1.5	講義	明治学院大学教授 坂口 緑						
			(2) NPO, 企業等との連携・協働の推進と地域の活性化					
7	社会教育施設の経営	3	講義	大分大学教授 岡田 正彦				
					事例研究	仙台市教育局生涯学習支援センター主査兼社会教育主事 佐伯 修一		
						長崎市北公民館・チトセピアホール館長 出口 亮太		
小 計		30						

科目名	単位数	内 容 ・ テ ー マ	配当 時間数	教育 方法	講 師
生 涯 学 習 支 援 論	2	1 学習支援に関する教育理論			
		(1) 学習支援の原理	1.5	講義	放送大学教授 岩崎 久美子
		(2) 生涯発達から見た学習者の特性	3	講義	聖学院大学教授 小池 茂子
		(3) 成人期・高齢期の教育理論	1.5	講義	神戸大学大学院教授 津田 英二
		(4) 特別な支援を要する人々の学習			
		2 効果的な学習支援方法			
		(1) 学習者理解とカウンセリングマインド	1.5	講義	文教大学名誉教授 平沢 茂
		(2) 学習支援方法・形態	3	講義	文教大学准教授 青山 鉄兵
		3 学習プログラムの編成			
		(1) 学習プログラムの設計・運営	1.5	講義	青山学院大学准教授 伊藤 真木子
		(2) プログラム編成の視点	3	講義	國學院大學准教授 青木 康太朗
				事例研究	鳥取県教育委員会事務局社会教育課長補佐 檜垣 英司
		4 参加型学習の実際とファシリテーション技法			
		(1) 学習支援方法としての参加型学習	3	講義	国立教育政策研究所生涯学習政策研究部総括研究官 志々田 まなみ
		(2) 参加型学習とファシリテーション	1.5	講義	独立行政法人教職員支援機構つくば中央研修センター長 清國 祐二
		(3) 参加型学習の実際とファシリテーション技法	10.5	演習	(演習指導) 【主会場】 国立教育政策研究所社会教育実践研究センター職員 【岩手会場】 特定非営利活動法人古館まちづくりの会副理事長 佐々木 勉 【宮城会場】 NPO法人まなびのたねネットワーク代表理事 伊勢 みゆき 【埼玉会場】 埼玉県教育局市町村支援部生涯学習推進課社会教育主事兼指導主事 阿左見 直昭 【千葉会場】 千葉県教育庁教育振興部児童生徒課社会教育主事兼指導主事 戸邊 篤 【新潟会場】 特定非営利活動法人みらいず works 代表理事 小見 まいこ 【長野会場】 長野県生涯学習推進センター所長 木下 巨一 【静岡会場】 静岡県教育委員会社会教育課企画班長・社会教育主事 岩本 浩幸 【鳥取会場】 鳥取県教育委員会事務局中部教育局社会教育担当係長兼社会教育主事 徳永 正樹
科目名	単位数	内 容 ・ テ ー マ	配当 時間数	教育 方法	講 師

生涯学習支援論			<p>【島根東部会場】 島根県立東部社会教育研修センター研修調査課長兼社会教育主事 古藤 康則</p> <p>【島根西部会場】 島根県立西部社会教育研修センター社会教育主事 佐々木 努</p> <p>【広島会場】 広島県立生涯学習センター社会教育主事 中尾 公寛</p> <p>広島県立生涯学習センター主任 池田 準</p> <p>【愛媛会場】 愛媛大学社会連携推進機構・教授（地域連携コーディネーター） 前田 眞</p> <p>【長崎会場】 長崎県教育庁生涯学習課指導主事・社会教育主事 中野 大介</p> <p>【沖縄会場】 沖縄県教育庁生涯学習振興課生涯学習推進センター社会教育主事 新里 和也</p> <p>沖縄県教育庁生涯学習振興課社会教育主事 神村 智子</p> <p>沖縄県教育庁生涯学習振興課生涯学習班長 細田 幸弘</p>
	小 計	30	

科目名	単位数	内 容 ・ テ ー マ	配当 時間数	教育 方法	講 師
社会 教育 演 習	1	1 教育事業の立案・展開の実際 (1) 社会育主事有資格者及び社会教育士の職務の実際	3	シンボ ジウム	<p>【主会場】 (コーディネーター) 国立教育政策研究所社会教育実践研究センター職員 (登壇者) 宮崎県教育庁生涯学習課社会教育主事 森崎 陽介</p> <p>河北町教育委員会生涯学習課主事 逸見 翠</p> <p>平塚市土屋公民館主査 秋山 達郎</p> <p>【岩手会場】 (コーディネーター) 岩手県教育委員会事務局生涯学習文化財課主任社会教育主事 三橋 俊文</p> <p>(登壇者) 矢巾町役場文化スポーツ課主事 橋場 慧美</p> <p>岩手県立県南青少年の家指導員 社会教育主事 浅沼 公紀</p> <p>岩手県立美術館主任専門学芸調査員 社会教育主事 土谷 文子</p> <p>【宮城会場】 (コーディネーター) 宮城教育大学学長付特任教授 野澤 令照</p> <p>(登壇者) 名取市教育委員会派遣社会教育主事 郡司 公平</p> <p>一般社団法人まるオフィス代表理事 加藤 拓馬</p> <p>仙台市教育局生涯学習部生涯学習課主査兼社会教育主事 門脇 美智子</p> <p>【埼玉会場】 (コーディネーター) 埼玉県教育局市町村支援部生涯学習推進課社会教育主事兼指導主事 阿左見 直昭</p> <p>(登壇者) 埼玉県教育局南部教育事務所社会教育主事兼指導主事 熊倉 秀幸</p> <p>埼玉県立加須げんきプラザ社会教育主事 田口 和也</p> <p>春日部市教育委員会社会教育部社会教育課主査社会教育主事 山下 剛史</p>
	2				

科目名	単位数	内 容 ・ テ ー マ	配当 時間数	教育 方法	講 師
社会 教育 演 習					<p>【千葉会場】 (コーディネーター) 千葉県教育庁教育振興部生涯学習課社会教育主事 三島 隆志</p> <p>(登壇者) 千葉県教育庁教育振興部生涯学習課社会教育主事 菅原 誠</p> <p>市原市教育委員会生涯学習部生涯学習課社会教育主事 中村 元</p> <p>浦安市教育委員会生涯学習部日の出公民館社会教育主事・主事 北村 弾</p> <p>【新潟会場】 (コーディネーター) 新潟県教育庁生涯学習推進課副参事・社会教育主事 小田 貴樹</p> <p>(登壇者) 村上市教育委員会生涯学習課社会教育推進室主査 山田 浩介</p> <p>上越市教育委員会名立区分室教育・文化グループ長 沢田 繁</p> <p>見附市まちづくり課中央公民館副主幹兼事業係長 長谷川 裕恭</p> <p>【長野会場】 (コーディネーター) 長野県生涯学習推進センター所長 木下 巨一</p> <p>(登壇者) 松本大学准教授 向井 健</p> <p>松本市教育委員会生涯学習課長・中央公民館館長 高橋 伸光</p> <p>飯田市教育委員会参与(教育次長事務取扱) 松下 徹</p> <p>【静岡会場】 (コーディネーター) 静岡県教育委員会社会教育課企画班長・社会教育主事 岩本 浩幸</p> <p>(登壇者) 牧之原市教育委員会学校教育課指導主事 大石 繁忠</p> <p>富士宮市教育委員会社会教育課主査・社会教育主事 佐野 咲子</p> <p>静岡県立三ヶ日青年の家指導部主席 永島 充巳</p> <p>【鳥取会場】 (コーディネーター) 鳥取県教育委員会事務局社会教育課係長兼社会教育主事 中本 祐二</p> <p>(登壇者) 米子市教育委員会事務局生涯学習課係長兼社会教育主事 生田 和義</p> <p>大山町中山公民館公民館主事 金田 順子</p>

科目名	単位数	内 容 ・ テ ー マ	配当 時間数	教育 方法	講 師
社 会 教 育 演 習					<p>【島根東会場】【島根西会場】 (コーディネーター) 島根県教育庁社会教育課社会教育主事 糸賀 真也</p> <p>(登壇者) 安来市教育委員会事務局教育部教育総務課総務係長 足立 隆博</p> <p>飯南町赤名公民館主事 景山 良一</p> <p>島根県立しまね海洋館魚類展示課学習交流係長 山口 慶子</p> <p>【広島会場】 (コーディネーター) 広島県立生涯学習センター社会教育主事 中尾 公寛</p> <p>(登壇者) 独立行政法人国立青少年教育振興機構国立江田島青少年交流の家次長 平石 雅彦</p> <p>公益財団法人広島市文化財団広島市牛田公民館主事 高橋 秀幸</p> <p>竹原市教育委員会文化生涯学習課主任主事兼社会教育主事 森近 聖也</p> <p>【愛媛会場】 (コーディネーター) 新居浜市生涯学習センター所長 関 福生</p> <p>(登壇者) 西予市教育委員会野村教育課係長 中山 佑司</p> <p>新居浜市立中萩公民館主事 竹内 宏江</p> <p>愛媛県教育委員会事務局管理部社会教育課社会教育グループ社会教育主事 清水 大輔</p> <p>【長崎会場】 (コーディネーター) 長崎県教育庁生涯学習課参事・社会教育主事 椋本 博志</p> <p>(登壇者) 佐世保市立鹿町中学校校長 池田 利夫</p> <p>佐世保市江迎地区コミュニティセンター社会教育推進員 久保田 真巨</p>

科目名	単位数	内 容 ・ テ ー マ	配当 時間数	教育 方法	講 師
社会 教育 演習					<p>【沖縄会場】 (コーディネーター) 教育協働研究所～岳陽舎～代表 井上 講四</p> <p>(登壇者) 沖縄県教育庁中頭教育事務所家庭教育支援リーダー 島 英輝</p> <p>那覇市教育委員会生涯学習部生涯学習課主査 久場 祐介</p> <p>沖縄県立玉城青少年の家所長 前泊 肇</p>
		(2)事業計画立案の実際	27	演習	<p>(演習指導)</p> <p>【主会場】 埼玉県教育庁市町村支援部生涯学習推進課社会教育主事兼指導主事 石原 昌治</p> <p>千葉県教育庁南房総教育事務所指導室社会教育主事 熊田 昭</p> <p>神奈川県教育委員会教育局生涯学習部生涯学習課副主幹兼社会教育主事 永野 文</p> <p>【岩手会場】 岩手県生涯学習振興協会副会長 佐々木 哲也</p> <p>岩手県教育委員会事務局生涯学習文化財課主任社会教育主事 三橋 俊文</p> <p>岩手県立生涯学習推進センター社会教育主事 齋藤 剛</p> <p>【宮城会場】 一般社団法人気仙沼市体育協会専務理事兼気仙沼市総合体育館長 今野 勝美</p> <p>宮城県教育庁生涯学習課課長補佐 鎌田 光伸</p> <p>宮城県教育庁生涯学習課課長補佐 加藤 純一</p> <p>【埼玉会場】 埼玉県教育庁市町村支援部生涯学習推進課社会教育主事兼指導主事 塚崎 章</p> <p>【千葉会場】 千葉県教育庁教育振興部生涯学習課社会教育主事 三島 隆志</p> <p>千葉県教育庁東葛飾教育事務所社会教育主事 増田 直人</p> <p>【新潟会場】 新潟県立生涯学習推進センター学習振興課長 熊倉 史也</p> <p>【長野会場】 長野県生涯学習推進センター所長 木下 巨一</p> <p>【静岡会場】 静岡大学大学院教育学研究科教育実践高度化専攻准教授 浜江 かさね</p> <p>静岡県教育委員会社会教育課企画班長・社会教育主事 岩本 浩幸</p>

科目名	単位数	内 容 ・ テ ー マ	配当 時間数	教育 方法	講 師
社 会 教 育 演 習					<p>【鳥取会場】 鳥取県教育委員会事務局西部教育局社会教育担当係長兼社会教育主事 下前 博司</p> <p>【島根東部会場】 島根県立東部社会教育研修センター研修調査課長兼社会教育主事 古藤 康則</p> <p>【島根西部会場】 島根県立西部社会教育研修センター社会教育主事 佐々木 努</p> <p>【広島会場】 広島県立生涯学習センター社会教育主事 中尾 公寛</p> <p>広島県立生涯学習センター社会教育主事 齋藤 裕磨</p> <p>【愛媛会場】 愛媛大学名誉教授 讀岐 幸治</p> <p>【長崎会場】 長崎県教育庁生涯学習課参事・社会教育主事 棕本 博志</p> <p>【沖縄会場】 沖縄県教育庁生涯学習振興課生涯学習推進センター社会教育主事 新里 和也</p> <p>沖縄県教育庁生涯学習振興課社会教育主事 神村 智子</p> <p>沖縄県教育庁生涯学習振興課生涯学習班長 細田 幸弘</p>
		小 計	30		
		合 計	120		

令和3年度社会教育主事講習 [B] 日程表

【科目名】「生涯学習概論」[2単位]

9:00 9:30		11:00 11:15		12:45 14:00		15:30 15:45		17:15	
<p>【1/24(月)の日程】 8:20~ 8:50 受付 9:00~ 9:40 開講式・オリエンテーション 9:45~13:00 講義 (休憩11:15~11:30) 13:00~14:00 昼連絡・昼休憩 14:00~17:15 講義 (休憩15:30~15:45)</p>		<p>【1/25(火)~2/21(月)の基本的な日程】 9:15~ 9:30 朝連絡・課題出題など 9:30~12:45 講義 (休憩11:00~11:15) 12:45~14:00 昼連絡・昼休憩 14:00~17:15 講義 (休憩15:30~15:45) 17:15~17:30 夕連絡・課題出題など</p>		<p>【1/28(金)・1/31(月)・2/4(金)の日程】 9:15~ 9:30 朝連絡・課題出題など 9:30~12:40 講義 (休憩11:00~11:10) 12:40~13:35 昼連絡・昼休憩 13:35~16:45 講義 (休憩15:05~15:15) 16:50~ 確認テストなど</p>					
生涯学習概論	1/24 (月)	<p>生涯学習の現代的意義 生涯学習論の系譜</p> <p>慶應義塾大学名誉教授・田園調布学園大学教授 米山 光儀</p>		<p>生涯学習振興施策の動向</p> <p>文部科学省 総合教育政策局</p>		<p>社会教育の 基本法令・施策(1)</p> <p>文部科学省 総合教育政策局</p>	オリエンテーション		
	1/25 (火)	<p>社会教育の意義・特質</p> <p>青山学院大学教授 鈴木 眞理</p>	<p>公民館の役割と機能</p> <p>東京家政大学准教授 宮地 孝宜</p>	<p>社会教育主事の役割と職務 社会教育関係団体と指導者</p> <p>〈事例研究〉 青森県教育庁生涯学習課 社会教育主事 柳谷 修 川場村教育委員会事務局 社会教育主事(特別派遣) 高橋 健司</p>					
	1/26 (水)	<p>社会教育の基本法令・施策(2) 社会教育行政の組織と役割</p> <p>青山学院大学コミュニティ人間科学部特任教授 山本 裕一</p>		<p>社会教育主事の役割と職務 社会教育関係団体と指導者</p>	<p>札幌国際大学教授 佐久間 章</p>				
	1/27 (木)	<p>家庭、学校、地域の連携・協働と社会教育の役割</p> <p>全国体験活動ボランティア活動総合センター コーディネーター 大坪 直子</p> <p>〈事例研究〉 川口市立朝日東小学校長 熊谷 茂樹 天城町教育委員会社会教育課長 和田 智磯</p>	<p>生涯学習社会と学校教育</p> <p>愛媛大学教授 露口 健司</p>	<p>博物館の役割と機能</p> <p>公益財団法人日本博物館協会 専務理事 半田 昌之</p>					
	1/28 (金)	<p>社会教育行政の組織と役割</p> <p>〈事例研究〉 栃木県教育委員会事務局生涯学習課社会教育主事 田村 充 那須町教育委員会生涯学習課指導主事兼社会教育主事 大森 誠 那須町教育委員会生涯学習課那須公民館副主幹兼係長 大島 貴宏 那須町教育委員会生涯学習課高原公民館副主幹兼係長 月井 和美</p>	<p>図書館の役割と機能</p> <p>青山学院大学コミュニティ人間科学部 学部長・教授 小田 光宏</p>	<p>生涯学習社会と家庭教育</p> <p>九州女子大学・九州女子短期大学 地域教育実践研究センター 所長・教授 大島 まな</p>	確認テスト(30分)				

【科目名】「社会教育経営論」[2単位]

		9:30	11:00 11:15	12:45 14:00	15:30 15:45	17:15
社会教育経営論	1/31 (月)	学習成果の評価 学習成果の活用 広島修道大学教授 山川 尚美 〈事例研究〉 東広島市教育委員会生涯学習部生涯学習課 課長補佐兼係長兼管理係長兼社会教育主事 福永 崇志		社会教育事業における評価の意義と方法 秋田大学大学院教授 原 義彦		演習オリエンテーション
	2/1 (火)	社会教育行政と 地域づくりマネジメント 全国視聴覚教育連盟会長 馬場 祐次朗	社会教育行政における 地域広報戦略 関東学院大学 国際文化学部長・教授 吉田 広毅	社会教育行政と市民協働・住民自治 住民が主体となる地域活性化の取組 青山学院大学准教授 山本 珠美 〈事例研究〉 鹿屋市串良町柳谷自治公民館館長 豊重 哲郎		
	2/2 (水)	社会教育計画の策定と評価 八洲学園大学教授 浅井 経子		地域課題の分析と把握 〈事例研究〉 滋賀大学教授 神部 純一	NPO、企業等との連携・ 協働の推進と地域の 活性化 明治学院大学教授 坂口 緑	
	2/3 (木)	地域課題解決・ まちづくりに取り組む 人材の育成と活動支援 文教大学学園理事長 野島 正也	家庭、学校、地域の 連携・協働の推進と 地域の活性化 岡山大学教授 熊谷 慎之輔	学習課題を把握するための 具体的な方法 東北学院大学 教養学部長・教授 水谷 修	コーディネーターの役割、 必要な知識・技術 全国体験活動 ボランティア活動総合推進センター コーディネーター 橋本 洋光	
	2/4 (金)	《シンポジウム》 家庭、学校、地域の連携・協働の推進と地域の活性化 (コーディネーター) 下関市立大学准教授 天野 かおり (登壇者) 市川市教育委員会学校教育部学校地域連携推進課 副主幹 大野 聡美 益田市教育委員会協働のひとづくり推進監 大畑 伸幸		社会教育施設の経営 社会教育施設のネットワーク 大分大学教授 岡田 正彦 〈事例研究〉 仙台市教育局生涯学習支援センター 主査兼社会教育主事 佐伯 修一 長崎市北公民館・チトセピアホール館長 出口 亮太		確認テスト(30分)

【科目名】「生涯学習支援論」[2単位]

		9:30	11:00 11:15	12:45 14:00	15:30 15:45	17:15
生涯学習支援論	2/7 (月)	学習支援の原理 放送大学教授 岩崎 久美子	特別な支援を要する 人々の学習 神戸大学大学院教授 津田 英二	生涯発達から見た学習者の特性 成人期・高齢期の教育理論 聖学院大学教授 小池 茂子		
	2/8 (火)	プログラム編成の視点 〈事例研究〉 鳥取県教育委員会事務局社会教育課課長補佐 檜垣 英司	國學院大學准教授 青木 康太郎	学習支援の方法・形態 文教大学准教授 青山 鉄兵		
	2/9 (水)	学習者理解と カウンセリングマインド 文教大学名誉教授 平沢 茂	学習プログラムの 設計・運営 青山学院大学准教授 伊藤 真木子	学習支援方法としての参加型学習 国立教育政策研究所生涯学習政策研究部総括研究官 志々田 まなみ		
	2/10 (木)	参加型学習と ファシリテーション 独立行政法人 教職員支援機構 つくば中央研修センター センター長 清國 祐二	参加型学習の実際と ファシリテーション技法 (演習指導者) ※2/14午前の欄に記載	参加型学習の実際とファシリテーション技法 (演習指導者) ※2/14午前の欄に記載		

※千葉会場については、会場の都合により2/10(木)は9:30~16:50の日程で行います。

【科目名】「生涯学習支援論」[2単位]

	9:30	11:00 11:15	12:45 14:00	15:30 15:45	17:15
生涯 学習 支援 論	2/14 (月)	<p>参加型学習の実際とファシリテーション技法 (演習指導者)</p> <p>【主会場】 国立教育政策研究所社会教育実践研究センター職員</p> <p>【岩手会場】 特定非営利活動法人古館まちづくりの会副理事長 佐々木 勉</p> <p>【宮城会場】 NPO法人まなびのたねネットワーク代表理事 伊勢 みゆき</p> <p>【埼玉会場】 埼玉県教育局市町村支援部生涯学習推進課社会教育主事兼指導主事 阿左見 直昭</p> <p>【千葉会場】 千葉県教育庁教育振興部児童生徒課社会教育主事兼指導主事 戸邊 篤</p> <p>【新潟会場】 特定非営利活動法人みらいず works 代表理事 小見 まいこ</p> <p>【長野会場】 長野県生涯学習推進センター所長 木下 巨一</p> <p>【静岡会場】 静岡県教育委員会社会教育課企画班長・社会教育主事 岩本 浩幸</p> <p>【鳥取会場】 鳥取県教育委員会事務局中部教育局社会教育担当係長兼社会教育主事 徳永 正樹</p> <p>【島根東部会場】 島根県立東部社会教育研修センター研修調査課長兼社会教育主事 古藤 康則</p> <p>【島根西部会場】 島根県立西部社会教育研修センター社会教育主事 佐々木 努</p> <p>【広島会場】 広島県立生涯学習センター社会教育主事 中尾 公寛</p> <p>広島県立生涯学習センター主任 池田 準</p> <p>【愛媛会場】 愛媛大学社会連携推進機構・教授(地域連携コーディネーター) 前田 真</p> <p>【長崎会場】 長崎県教育庁生涯学習課指導主事・社会教育主事 中野 大介</p> <p>【沖縄会場】 沖縄県教育庁生涯学習振興課生涯学習推進センター社会教育主事 新里 和也</p> <p>沖縄県教育庁生涯学習振興課社会教育主事 神村 智子</p> <p>沖縄県教育庁生涯学習振興課生涯学習班長 細田 幸弘</p>	<p>参加型学習の実際とファシリテーション技法 (演習指導者) ※午前と同じ</p>		

※千葉会場については、会場の都合により2/14(金)以降は9:20~16:50の日程で行います。

【科目名】「社会教育演習」[2単位]

	9:30	11:00 11:15	12:45 14:00	15:30 15:45	17:15
社会教育演習	2/15 (火)	<p>《シンポジウム》 社会教育主事有資格者及び社会教育士の職務の実際</p> <p>【主会場】 (コーディネーター) 国立教育政策研究所社会教育実践研究センター職員</p> <p>(登壇者) 宮崎県教育庁生涯学習課社会教育主事 森崎 陽介</p> <p>河北町教育委員会生涯学習課主事 逸見 翠</p> <p>平塚市土屋公民館主査 秋山 達郎</p> <p>【岩手会場】 (コーディネーター) 岩手県教育委員会事務局生涯学習文化財課主任社会教育主事 三橋 俊文</p> <p>(登壇者) 矢巾町役場文化スポーツ課主事 橋場 慧美</p> <p>岩手県立県南青少年の家指導員 社会教育主事 浅沼 公紀</p> <p>岩手県立美術館主任専門学芸調査員 社会教育主事 土谷 文子</p> <p>【宮城会場】 (コーディネーター) 宮城教育大学学長付特任教授 野澤 令照</p> <p>(登壇者) 名取市教育委員会派遣社会教育主事 郡司 公平</p> <p>一般社団法人まるオフィス代表理事 加藤 拓馬</p> <p>仙台市教育局生涯学習部生涯学習課主査兼社会教育主事 門脇 美智子</p> <p>【埼玉会場】 (コーディネーター) 埼玉県教育局市町村支援部生涯学習推進課社会教育主事兼指導主事 阿左見 直昭</p> <p>(登壇者) 埼玉県教育局南部教育事務所社会教育主事兼指導主事 熊倉 秀幸</p> <p>埼玉県立加須げんきプラザ社会教育主事 田口 和也</p> <p>春日部市教育委員会社会教育部社会教育課主査社会教育主事 山下 剛史</p> <p>【千葉会場】 (コーディネーター) 千葉県教育庁教育振興部生涯学習課社会教育主事 三島 隆志</p> <p>(登壇者) 千葉県教育庁教育振興部生涯学習課社会教育主事 菅原 誠</p> <p>市原市教育委員会生涯学習部生涯学習課社会教育主事 中村 元</p> <p>浦安市教育委員会生涯学習部日の出公民館社会教育主事・主事 北村 弾</p> <p>浦安市教育委員会生涯学習部日の出公民館社会教育主事・主事 北村 弾</p>	<p>事業計画立案の実際 (演習指導)</p> <p>【主会場】 埼玉県教育局市町村支援部生涯学習推進課 社会教育主事兼指導主事 石原 昌治</p> <p>千葉県教育庁南房総教育事務所指導室社会教育主事 熊田 昭</p> <p>神奈川県教育委員会教育局生涯学習部生涯学習課 副主幹兼社会教育主事 永野 文</p> <p>【岩手会場】 岩手県生涯学習振興協会副会長 佐々木 哲也</p> <p>岩手県教育委員会事務局生涯学習文化財課主任社会教育主事 三橋 俊文</p> <p>岩手県立生涯学習推進センター社会教育主事 齋藤 剛</p> <p>【宮城会場】 一般社団法人気仙沼市体育協会専務理事兼気仙沼市総合体育館長 今野 勝美</p> <p>宮城県教育庁生涯学習課課長補佐 鎌田 光伸</p> <p>宮城県教育庁生涯学習課課長補佐 加藤 純一</p> <p>【埼玉会場】 埼玉県教育局市町村支援部生涯学習推進課社会教育主事兼指導主事 塚崎 章</p> <p>【千葉会場】 千葉県教育庁教育振興部生涯学習課社会教育主事 三島 隆志</p> <p>千葉県教育庁東葛飾教育事務所社会教育主事 増田 直人</p> <p>【新潟会場】 新潟県立生涯学習推進センター学習振興課長 熊倉 史也</p> <p>【長野会場】 長野県生涯学習推進センター所長 木下 巨一</p> <p>【静岡会場】 静岡大学大学院教育学研究科教育実践高度化専攻准教授 洪江 かさね</p> <p>静岡県教育委員会社会教育課企画班長・社会教育主事 岩本 浩幸</p> <p>【鳥取会場】 鳥取県教育委員会事務局西部教育局社会教育担当係長兼社会教育主事 下前 博司</p> <p>【島根東部会場】 島根県立東部社会教育研修センター研修調査課長兼社会教育主事 古藤 康則</p> <p>【島根西部会場】 島根県立西部社会教育研修センター社会教育主事 佐々木 努</p> <p>【広島会場】 広島県立生涯学習センター社会教育主事 中尾 公寛</p> <p>広島県立生涯学習センター社会教育主事 齋藤 裕磨</p> <p>【愛媛会場】 愛媛大学名誉教授 讃岐 幸治</p> <p>【長崎会場】 長崎県教育庁生涯学習課参事・社会教育主事 棕本 博志</p>		

※千葉会場については、会場の都合により2/14(金)以降は9:20～16:50の日程で行います。

【科目名】「社会教育演習」[2単位]

		9:30	11:00 11:15	12:45 14:00	15:30 15:45	17:15	
社会 教育 演 習	2/15 (火)	<p>【新潟会場】 (コーディネーター) 新潟県教育庁生涯学習推進課副参事・社会教育主事 小田 貴樹</p> <p>(登壇者) 村上市教育委員会生涯学習課社会教育推進室主査 山田 浩介 上越市教育委員会名立区分室教育・文化グループ長 沢田 繁 見附市まちづくり課中央公民館副主幹兼事業係長 長谷川 裕恭</p> <p>【長野会場】 (コーディネーター) 長野県生涯学習推進センター所長 木下 巨一</p> <p>(登壇者) 松本大学准教授 向井 健 松本市教育委員会生涯学習課長・中央公民館館長 高橋 伸光 飯田市教育委員会参与(教育次長事務取扱) 松下 徹</p> <p>【静岡会場】 (コーディネーター) 静岡県教育委員会社会教育課企画班長・社会教育主事 岩本 浩幸</p> <p>(登壇者) 牧之原市教育委員会学校教育課指導主事 大石 繁忠 富士宮市教育委員会社会教育課主査・社会教育主事 佐野 咲子 静岡県立三ヶ日青年の家指導部主席 永島 充巳</p> <p>【鳥取会場】 (コーディネーター) 鳥取県教育委員会事務局社会教育課係長兼社会教育主事 中本 祐二</p> <p>(登壇者) 米子市教育委員会事務局生涯学習課係長兼社会教育主事 生田 和義 大山町中山公民館公民館主事 金田 順子</p> <p>【島根東西会場】 (コーディネーター) 島根県教育庁社会教育課社会教育主事 糸賀 真也</p> <p>(登壇者) 安来市教育委員会事務局教育部教育総務課総務係長 足立 隆博 飯南町赤名公民館主事 景山 良一 島根県立しまね海洋館魚類展示課学習交流係長 山口 慶子</p> <p>【広島会場】 (コーディネーター) 広島県立生涯学習センター社会教育主事 中尾 公寛</p> <p>(登壇者) 独立行政法人国立青少年教育振興機構国立江田島青少年交流の家次長 平石 雅彦 公益財団法人広島市文化財団広島市牛田公民館主事 高橋 秀幸 竹原市教育委員会文化生涯学習課主任主事兼社会教育主事 森近 聖也</p>	<p>【沖縄会場】 沖縄県教育庁生涯学習振興課生涯学習推進センター社会教育主事 新里 和也 沖縄県教育庁生涯学習振興課社会教育主事 神村 智子 沖縄県教育庁生涯学習振興課生涯学習班長 細田 幸弘</p>				

※千葉会場については、会場の都合により2/14(金)以降は9:20～16:50の日程で行います。

【科目名】「社会教育演習」[2単位]

		9:30	11:00 11:15	12:45 14:00	15:30 15:45	17:15
社会教育演習	2/15 (火)	<p>【愛媛会場】 (コーディネーター) 新居浜市生涯学習センター所長 関 福生</p> <p>(登壇者) 西予市教育委員会野村教育課係長 中山 佑司</p> <p>新居浜市立中萩公民館主事 竹内 宏江</p> <p>愛媛県教育委員会事務局管理部社会教育課社会教育グループ社会教育主事 清水 大輔</p> <p>【長崎会場】 (コーディネーター) 長崎県教育庁生涯学習課参事・社会教育主事 椋本 博志</p> <p>(登壇者) 佐世保市立鹿町中学校校長 池田 利夫</p> <p>佐世保市江迎地区コミュニティセンター社会教育推進員 久保田 真巨</p> <p>【沖縄会場】 (コーディネーター) 教育協働研究所～岳陽舎～代表 井上 講四</p> <p>(登壇者) 沖縄県教育庁中頭教育事務所家庭教育支援リーダー 島 英輝</p> <p>那覇市教育委員会生涯学習部生涯学習課主査 久場 祐介</p> <p>沖縄県立玉城青少年の家所長 前泊 肇</p>				
	2/16 (水)	<p>事業計画立案の実際 ※2/15午後と同じ</p>		<p>事業計画立案の実際 ※2/15午後と同じ</p>		
	2/17 (木)	<p>事業計画立案の実際 ※2/15午後と同じ</p>		<p>事業計画立案の実際 ※2/15午後と同じ</p>		
	2/18 (金)	<p>事業計画立案の実際 ※2/15午後と同じ</p>		<p>事業計画立案の実際 ※2/15午後と同じ</p>		
	2/21 (月)	<p>事業計画立案の実際 ※2/15午後と同じ</p>		<p>事業計画立案の実際 ※2/15午後と同じ</p>		閉講式

※千葉会場については、会場の都合により2/14(金)以降は9:20～16:50の日程で行います。

※閉講式終了時刻17:45

参考規程

社会教育法（昭和二十四年六月十日法律第二百七号）（抄）

（社会教育主事の資格）

第九条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、社会教育主事となる資格を有する。

- 一 大学2年以上在学して62単位を修得し、又は高等専門学校を卒業し、かつ、次に掲げる期間を通算した期間が3年以上になる者で、社会教育主事の講習を修了したもの
 - イ 社会教育主事補の職にあった期間
 - ロ 官公署又は社会教育関係団体における社会教育に係のある職で文部科学大臣の指定するものにあつた期間
 - ハ 官公署又は社会教育関係団体が実施する社会教育に係のある事業における業務であつて、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するものとして文部科学大臣が指定するものに従事した期間（イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。）
- 二 教育職員の普通免許状を有し、かつ5年以上文部科学大臣の指定する教育に関する職にあつた者で、社会教育主事の講習を修了したもの
- 三 大学に2年以上在学して62単位以上修得し、かつ、大学において文部科学省令で定める社会教育に関する科目の単位を修得した者で一号のイからハまでに掲げる期間を通算した期間が1年以上になるもの。
- 四 社会教育主事の講習を修了したもので（1号及び2号に掲げる者を除く。）で、社会教育に関する専門的事項について一号から三号に掲げる者に相当する教養と経験があると都道府県の教育委員会が認定したもの。

（修了証書の授与）

第八条 講習を行う大学その他の教育機関の長は、第三条の規定により八単位以上の単位を修得した者に対して、講習の修了証書を与えるものとする。

2 （略）

3 第一項に規定する修了証書を授与された者は、社会教育士（講習）と称することができる。

（社会教育主事の講習）

第九条の五 社会教育主事の講習は、文部科学大臣の委嘱を受けた大学その他の教育機関が行う。

2 受講資格その他社会教育主事の講習に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

社会教育主事講習等規程（昭和二十六年文部省令第十二号）（抄）

（講習の受講資格者）

第二条 講習を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 大学に二年以上在学して六十二単位以上を修得した者、高等専門学校を卒業した者又は社会教育法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第十七号。以下「改正法」という。）附則第二項の規定に該当する者
- 二 教育職員の普通免許状を有する者
- 三 二年以上法第九条の四第一号イ及びロに規定する職にあつた者又は同号ハに規定する業務に従事した者
- 四 四年以上法第九条の四第二号に規定する職にあつた者
- 五 その他文部科学大臣が前各号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認めたる者

（受講申込）

第二条の二 講習を受講しようとする者は、講習を実施する大学その他の教育機関に申込書を提出しなければならない。

第八条 講習を行う大学その他の教育機関の長は、第三条の規定により八単位以上の単位を修得した者に対して、講習の修了証書を与えるものとする。

2 [略]

3 第一項に規定する修了証書を授与された者は、社会教育士（講習）と称することができる。

（注）なお、社会教育法第九条の四第一号ロ・ハに規定する職務及び社会教育法第九条の四第二号に規定する職についての具体的なことは、「社会教育主事補の職と同等以上の職及び社会教育に関係のある事業における業務であつて、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するもの並びに教育に関する職の指定（平成八年八月二十八日文部省告示第一四八号）」を参照すること。

社会教育主事補の職と同等以上の職及び社会教育に関係のある事業における業務であって、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するもの並びに教育に関する職の指定（平成八年八月二八日 文部省告示第一四八号）

社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第九条の四第一号及び第二号の規定に基づき、社会教育に関係のある職及び教育に関する職を次のとおり指定する。

一 社会教育法第九条の四第一号ロに規定する社会教育主事補の職と同等以上の職は次のとおりとする。

- 1 文部科学省（文化庁及び国立教育政策研究所を含む。）、国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第三項に規定する大学共同利用機関法人（以下単に「大学共同利用機関法人」という。）、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター、独立行政法人メディア教育開発センター及び独立行政法人国立青少年教育振興機構において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者の職
- 2 地方公共団体の教育委員会（事務局及び教育機関を含む。以下同じ。）において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者の職
- 3 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者の職
- 4 社会教育施設において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者の職
- 5 図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第四条に規定する司書の職
- 6 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第四条第四項に規定する学芸員の職
- 7 社会教育関係団体において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者（常時勤務する者に限る。）の職であって、文部科学大臣が一の1から一の3に掲げる職に相当すると認められた職
- 8 その他文部科学大臣が一の1から一の7までに規定する職と同等以上と認められた職

二 社会教育法第九条の四第一号ハに規定する社会教育に関係のある事業における業務であって、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するものは次のとおりとする。

- 1 国立教育政策研究所、大学共同利用機関法人、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会及び独立行政法人国立青少年教育振興機構が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導
- 2 地方公共団体の教育委員会が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導
- 3 大学等が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導

- 4 社会教育施設が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導
 - 5 社会教育関係団体が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導
 - 6 独立行政法人国際協力機構法（平成十四年法律第百三十六号）第十三条第一項第三号に規定する国民等の協力活動
 - 7 その他文部科学大臣がこの1からこの6までに規定する業務と同等以上と認めた業務
- 三 社会教育法第九条の四第二号に規定する教育に関する職は次のとおりとする。
- 1 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校の学長、校長（園長を含む。）、副校長（副園長を含む。）、副学長、学部長、教授、准教授、助教、助手、講師（常時勤務する者に限る。）、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、実習助手、寄宿舎指導員、事務職員（常時勤務する者に限り、単純な労務に雇用される者を除く。）及び学校栄養職員（学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第五条の三に規定する職員をいい、同法第五条の二に規定する施設の当該職員を含む。）の職
 - 2 学校教育法第二百二十四条に規定する専修学校の校長及び教員の職
 - 3 少年院法（昭和二十三年法律第百六十九号）第一条に規定する少年院又は児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第四十四条に規定する児童自立支援施設において教育を担当する者の職
 - 4 その他文部科学大臣がこの1からこの3までに規定する職と同等以上と認めた職

社会教育主事講習単位修得認定細目

(国立教育政策研究所社会教育実践研究センター長裁定)

標記講習における「社会教育主事講習規程」(昭和26年文部省令第12号)第7条の規程による単位修得の認定は、次の各号の要件を総合的に考慮し、外部有識者も加えた運営委員会の議を経て行うものとする。

- 1 受講者は、各科目とも講義・演習時間の5分の4以上の出席があること。
ただし、出席時間数が5分の4未満の者のうち、国立教育政策研究所社会教育実践研究センター長がやむを得ない事由があると認めた場合には、補講その他の措置をもって出席時間数に代えることができる。
- 2 各科目ごとの課題について、「合格」の評価を得ていること。
- 3 その他、講義・演習等における履修状況が適切であると認められること。

社会教育主事講習単位修得認定細目におけるやむを得ない事由について

(国立教育政策研究所社会教育実践研究センター長裁定)

社会教育主事講習単位修得認定細目(平成13年4月23日国立教育政策研究所社会教育実践研究センター長裁定)第1号において、国立教育政策研究所社会教育実践研究センター長が認めるやむを得ない事由とは、次の各号に掲げるものとする。

- 1 公共交通機関の遅延、天災等により出席できない場合。
- 2 受講者の親族が死亡した場合で、受講者が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため、出席できない場合。
なお、親族、日数の範囲は、人事院規則15-14第22条(特別休暇)の規定を準用する。
- 3 その他、受講者本人の責に帰さない事由により受講が困難となる等、社会通念上、出席できないことがやむを得ないと認められる場合。

社会教育主事講習 [B] 受講申込書

年 月 日

国立教育政策研究所長 殿

氏名

令和3年度社会教育主事講習 [B] を受講したいので、受講資格を証明する関係書類を添えて下記により申込みます。

記

記入の基準日：令和3年11月1日現在

ふりがな						②生年月日	
①氏名				年	月	日	
		③年齢					
④勤務先	名称						
	指定管理者名						
	役職名			常勤/非常勤 の別			
	所在地	〒					
	TEL						
⑤E-mail		(入力)					
		(確認入力)					
		実施要項を確認し、メールの受信設定を行いました。また、メールアドレスに誤りがないことを確認しました。 (必ず☑すること)					
⑥現住所		〒					
		TEL		緊急連絡先 (携帯電話番号等)			
⑦受講希望 ⑧単位修得認定済 ⑨単位修得認定申請 (科目に○印をすること)	科目名	単位	⑦受講希望	⑧単位修得認定済		⑨単位修得 認定申請	
	生涯学習概論	2					
	社会教育経営論	2					
	生涯学習支援論	2					
⑩受講希望会場		第1希望				※ 第2希望がない場合は、「希望なし」を選択してください。	
		第2希望					
⑪オリエンテーション動画の視聴		当センターのホームページに掲載されているオリエンテーション動画確認しました。(必ず☑すること)					
⑫受講資格		社会教育主事講習等規程第2条第			号に該当		

<事務局処理欄>

処理欄	受付日	受講資格	添付書類	データ入力	備考欄

⑬最終学歴	年 月 日 卒 専攻科目：
	学校名 []
⑭教員職員免許状の種類	
⑮職歴 「元号」は、昭和・平成・令和のいずれかに変更する ※現職も記入 ※社会教育関係以外も記入 ※書ききれない場合は主なものに限定する	年 月 ～ 年 月 (年 か月) ()
	年 月 ～ 年 月 (年 か月) ()
	年 月 ～ 年 月 (年 か月) ()
	年 月 ～ 年 月 (年 か月) ()
⑯生涯学習・社会教育活動歴 ※⑩受講資格が「3」「4」「5」の場合は必ず記入する。	年 月 ～ 年 月 (年 か月) ()
	年 月 ～ 年 月 (年 か月) ()
⑰社会教育の経験年数	(年 か月) (令和 3 年 11 月 1 日現在)
⑱健康状況	現在、通院・投薬等健康上留意することが () 上記が「ある」場合で、具体的な病名や留意点等を次に記入してください。 () ※ 本申込書を提出後、健康上の留意点が生じた場合は、速やかに当センターまで必ず御連絡ください。

<備考>

1. 「④勤務先」の「職名」欄は、申込書記入時の職名を記入してください。受講申込者の所属先が指定管理者である場合には、「指定管理者名」欄を記入してください。
2. 「⑧単位修得の認定を受けた科目及び単位」の欄は、社会教育主事講習等規程第3条の規定による社会教育主事講習修了に必要な科目のうち、既に修得している講習の科目及び単位、又は、同規程第7条第2項及び第3項の規定により、実施機関の長から単位修得の認定を受けた科目及び単位を記入してください。その場合、単位の認定を証明する関係書類を添付してください。
3. 「⑨単位修得認定を申請する科目及び単位」の欄は、新たに当研究所から単位修得の認定を希望する科目及び単位（「単位修得認定申請書」【様式3】の表第3欄に記載するもの）を記入してください。

(個人情報の利用目的)

本紙に記載された申込者の個人情報（住所・氏名・電話番号など）については、本講習の運営上必要なこと以外には一切使用いたしません。また、申込者の個人情報の漏洩等がなされないよう、国立教育政策研究所において適切に安全管理に努めます。

社会教育主事講習 [B] 受講申込書

記入例

令和 3 年 11 月 1 日

国立教育政策研究所長 殿

氏名 **社研 華子**

令和3年度社会教育主事講習 [B] を受講したいので、受講資格を証明する関係書類を添えて下記により申込みます。

記

記入の基準日：令和3年11月1日現在

ふりがな	しゃけん はなこ		②生年月日		
①氏名	社研 華子		昭和 52 年 10 月 10 日		
			③年齢	44	
④勤務先	名称	台東区教育委員会生涯学習課			
	指定管理者名				
	役職名	主事	常勤/非常勤の別	常勤	
	所在地	〒 110-0007	東京都台東区上野公園12-43		
	TEL	03-3823-0241			
⑤E-mail	(入力)	hanako-shaken@sample.co.jp			
	(確認入力)	hanako-shaken@sample.co.jp			
	<input checked="" type="checkbox"/>	実施要項を確認し、メールの受信設定を行いました。また、メールアドレスに誤りがないことを確認しました。(必ず☑すること)			
⑥現住所	〒	110-0007	東京都台東区上野公園12-43		
	TEL	090-1234-5678	緊急連絡先 (携帯電話番号等)	090-1234-56789	
⑦受講希望 ⑧単位修得認定済 ⑨単位修得認定申請 (科目に○印をすること)	科目名	単位	⑦受講希望	⑧単位修得認定済	⑨単位修得認定申請
	生涯学習概論	2		○ 令和2年度[A]	
	社会教育経営論	2		○ 上野大学	○ 2単位
	生涯学習支援論	2	○		
	社会教育演習	2	○		
⑩受講希望会場 <small>※地方会場の施設名や所在地については、実施要項に記載しています。</small>	第1希望	主会場		<small>※ 第2希望がない場合は、希望なしを選択してください。</small>	
	第2希望	埼玉会場			
⑪オリエンテーション動画の視聴	<input checked="" type="checkbox"/>	当センターのホームページに掲載されているオリエンテーション動画確認しました。(必ず☑すること)			
⑫受講資格	社会教育主事講習等規程第2条第		1	号に該当	

処理欄	受付日	受講資格	添付書類	データ入力		備考欄

⑬最終学歴	平成 12 年 3 月 31 日 卒 専攻科目： 教育
	学校名 [上野大学教育学部]
⑭教員職員免許状の種類	小学校1種 中学校2種(国語)
⑮職歴 「元号」は、昭和・平成・令和のいずれかに変更する ※現職も記入 ※社会教育関係以外も記入 ※書ききれない場合は主なものに限定する	平成 12 年 4 月 ~ 平成 20 年 3 月 (8 年 0 か月) (上野第三小学校)
	平成 20 年 4 月 ~ 令和 3 年 11 月 (13 年 8 か月) (台東区教育委員会生涯学習課(現職))
	年 月 ~ 年 月 (年 か月) ()
	年 月 ~ 年 月 (年 か月) ()
⑯生涯学習・社会教育活動歴 ※⑫受講資格が「3」「4」「5」の場合は必ず記入する。	平成 20 年 4 月 ~ 令和 3 年 11 月 (13 年 8 か月) (台東区教育委員会生涯学習課(現職)で社会教育関係事業に従事)
	年 月 ~ 年 月 (年 か月) ()
⑰社会教育の経験年数	(13 年 8 か月) (令和 3 年 11 月 1 日現在)
⑱健康状況	現在、通院・投薬等健康上留意することが ある 上記が「ある」場合で、具体的な病名や留意点等を次に記入してください。 狭心症で血圧降下剤と抗血小板剤を投薬中。大けが等で出血したときは注意が必要。 ※ 本申込書を提出後、健康上の留意点が生じた場合は、速やかに当センターまで必ず御連絡ください。

<備考>

- 「④勤務先」の「職名」欄は、申込書記入時の職名を記入してください。受講申込者の所属先が指定管理者である場合には、「指定管理者名」欄を記入してください。
- 「⑧単位修得の認定を受けた科目及び単位」の欄は、社会教育主事講習等規程第3条の規定による社会教育主事講習修了に必要な科目のうち、既に修得している講習の科目及び単位、又は、同規程第7条第2項及び第3項の規定により、実施機関の長から単位修得の認定を受けた科目及び単位を記入してください。その場合、単位の認定を証明する関係書類を添付してください。
なお、社会教育実践研究センターが実施する講習で認定を受けた場合は、単位認定証明書類の添付は不要です。その場合は、単位修得した科目名と単位数の横に、受講年度と講習名を書いてください(例：生涯学習概論2単位(平成〇〇年度[A]))。
- 「⑨単位修得認定を申請する科目及び単位」の欄は、新たに当研究所から単位修得の認定を希望する科目及び単位(「単位修得認定申請書」【様式3】の表第3欄に記載するもの)を記入してください。

(個人情報の利用目的)

本紙に記載された申込者の個人情報(住所・氏名・電話番号など)については、本講習の運営上必要なこと以外には一切使用いたしません。また、申込者の個人情報の漏洩等がなされないよう、国立教育政策研究所において適切に安全管理に努めます。

勤 務 証 明 書

氏 名

生年月日

上記の者は、本 _____ に下記のとおり勤務していたことを証明する。

記

期 間	職 名	職 務 内 容
元号 年 月 元号 年 月 (年 か月)		
元号 年 月 元号 年 月 (年 か月)		
元号 年 月 元号 年 月 (年 か月)		

令和 年 月 日

所属長職・氏名

<備考>

1. この証明書は、社会教育主事講習等規程第2条の第3、第4、第5号該当者のみ添付してください。
2. 「期間」欄に記入する際、「元号」は、昭和・平成・令和のいずれかに変更してください。
3. 「職名」欄には、発令されたとおりの職名を記入してください。
4. 「職務内容」欄には、従事した職務の内容について、企画及び立案した事業名を挙げるなど具体的に記入してください。

社会教育主事講習単位修得認定申請書

下記の表第4欄に掲げる事由を証する書類を添えて次の通り申請いたします。

令和 年 月 日

国立教育政策研究所長 殿

1. 氏名		生年月日	
2. 住所	〒		
3. 認定を希望する科目及び単位数			
4. 申請事由及び適用条件			
5. 備考			

<備考>

第4欄に掲げる事由を証する書類について

大学において、社会教育主事講習の科目に相当する科目の単位を修得した場合は、その単位修得証明書を添付してください。

社会教育主事講習単位修得証明書

氏名

生年月日

上記の者は、社会教育主事講習の下記の科目の単位を修得したことを証明する。

記

(科目名)

(単位数)

(修得年度)

年 月 日

国立教育政策研究所 印

受講動機について

氏名	
推薦を受ける都道府県名	
所属・職名	

【記入欄】

1	必ず、この様式を利用して入力して下さい。
2	(この文字は、削除して記入して下さい。)
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	

<備考>

- ※ 社会教育主事講習 [B] の受講を希望した理由を 320~400 字で記入してください。
(今後、講習で得た成果をどのように社会教育に役立てたいのかを必ず含むこと)
- ※ 記入後は、文字数について必ず確認してください。
なお、320 字に満たない場合は、再提出をしていただきます。
- ※ 過去に本講習の受講経験がある方は、今回提出する必要はありません。
- ※ パソコン等を使用する場合は、「ページ設定」を次のスタイルに設定して記載してください。

用紙：A4判・縦
 文字組：横書き
 文字ポイント：10.5ポイント
 字体(フォント)：MS明朝
 字末：「だ。」「である。」(常体文)

社会教育主事講習の申込み等に関するQ & A

1 受講資格

Q 1 : 私は、地元の高校を卒業し、市役所で生涯学習や社会教育の担当として5年に勤務しております。受講資格のどれに該当しますか。

A 1 : 第3号に該当するものと思います。社会教育主事講習の受講資格については、社会教育主事講習等規程（昭和二十六年文部省令第十二号）第2条に規定されています。

第2条	該当する者の例
第1号該当者	大学や高等専門学校を卒業した者
第2号該当者	教育職員の普通免許状を有している者
第3号該当者	2年以上、社会教育主事補、司書・学芸員等、社会教育に 関係する業務に従事している者 他
第4号該当者	4年以上、学校の教職員、専修学校の校長及び教員、少年 院又は児童自立支援施設において教育を担当する職にあつ た者
第5号該当者	その他文部科学大臣が前各号に掲げる者と同等以上の資格 を有すると認めた者

Q 2 : 受講資格のうち、第1号に該当します。卒業証書の写しや成績証明書の添付でもよいでしょうか

A 2 : 必ず、卒業証明書を提出してください

Q 3 : 新規に受講を考えています。受講の順番として、①生涯学習概論、②社会教育経営論、③生涯学習支援論、④社会教育演習の順序での履修をお願いしますとありますが、都合により、社会教育経営論から受講したいと思いますが、可能でしょうか。

A 3 : できません。当センターで受講する場合は、①生涯学習概論、②社会教育経営論、③生涯学習支援論、④社会教育演習の順番に受講してください。

なお、当センターと同様に文部科学省から委嘱を受けた機関において実施している講習を部分的に受講した場合、受講の順番が崩れてしまうケースがありますが、当センターで受講する予定の残りの科目については、①②・・・のとおり受講してください。

Q 4 : 大学生の時に、社会教育に関する講義を修了しています。社会教育主事講習を受講するにあたって、大学での修得をもって省略できる科目はありますか。

A 4 : 年代によって科目やカリキュラムが異なりますので一概に言えません。また、大学における社会教育主事養成課程と、社会教育主事講習では、修得すべき科目と単位数に違いがあります。大学が発行する単位修得証明書を取得していただくと、修了した年月、科目、単位数がわかり、当センターにおいて、各科目の修了の可否、科目の代替ができるか否か、修得単位の認定等の判断が可能です。

2 必要書類

Q 1 : 受講申込書に添付した書類について、返却してもらえますか？

A 1 : 返却できません。

Q 2 : 3年前に大学から取得した卒業証明書が手元にあります。添付書類として使うことはできますか？

A 2 : 公的機関や大学等の機関が発行する証明書は、申込書を提出する日から3か月以内に取得したものを提出してください。

Q 3 : 教育職員普通免許状と現在の氏名の姓が異なりますが、どのようにしたらよいでしょうか。

A 3 : 戸籍抄本、住民票の写し、運転免許証等、姓が変わっているが同一人物であること、例えば婚姻によって姓を変更したことを公的機関が証明する書類を提出してください。

3 受講申込み

Q 1 : 大学を卒業しています。長い間勤務していた仕事も5年前に定年退職し、現在は地域のボランティア等の活動をしています。受講申込は、センターに直接送付してよろしいでしょうか。

A 1 : 公務員、教育委員や社会教育委員、社会教育施設に勤務する者（指定管理含む）は、勤務先が所在する都道府県教育委員会に申込をしてください。それ以外の方は、お住まいの都道府県教育委員会を通して申し込みください。

Q 2 : 社会教育主事講習を申込しました。20日間の講義を欠席なく受ければ、修了できるのでしょうか。

A 2 : 各科目5分の4以上の出席に加え、受講科目によって、確認テストやレポート提出、演習等の課題に合格することも必要です。また、履修の状況を総合判断するもの等を考慮して社会教育主事講習運営委員会の議を経て、最終的な修了認定をいたします。

Q 3 : 受講に係る費用はありますか。

A 3 : 受講料はありません。ただし、『生涯学習・社会教育行政必携』等講習で必要な書籍等は、受講者自身で揃えていただく必要があります。
また、遠隔地から参加する場合の交通費や宿泊費、ライブ配信による受講に要するパソコンやネットワーク接続に関する費用等は、受講者側の負担となります。

4 受講者の選定

Q 1 : 定員よりも申込が多い場合は、どのように選定されるのでしょうか。

A 1 : 文部科学省が定める本講習の運用指針（社会教育主事講習の実施について（運用指針））に基づき、新たに社会教育主事となる資格を得ようとする者のうちから、次の順に規定されている職についている（常勤・非常勤を問わない）者を優先することとします。

- ① 都道府県市町村の教育委員会の事務局に置かれている職員
- ② 都道府県市町村の職員（教員や首長部局の社会教育施設を含む）
- ③ 「社会教育主事補の職と同等以上の職及び社会教育に関係のある事業における業務であって、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するもの並びに教育に関する職を指定（H8.8.28 文部省告示第 148 号）」に規定されている職についている者

5 その他

Q 1 : 数年前に社会教育主事講習を修了しましたが、修了証書を紛失しました。再発行は可能でしょうか。

A 1 : 修了証書は再発行できませんので大切に保管してください。ただし、「単位修得証明書」の発行は可能です。

Q 2 : 修了後、「社会教育士」の認定書はいただけるのでしょうか。

A 2 : 「社会教育士」の認定書はありません。社会教育主事講習の修了証書を発行いたします。修了証書を授与された者は、「社会教育士（講習）」と称することができます。社会教育主事講習等規程（昭和 26 年文部省令第 12 号）第八条参照。

Q 3 : 社会教育主事講習を修了した者ですが、社会教育士となるために学び直しをしようと考えています。必要な科目について教えてください。社会教育実践研究センターで受講できますか。又はそれ以外で受講できますか。

A 3 : 社会教育主事講習を修了した者が「社会教育士」と称するためには、令和 2 年度からのカリキュラムの新科目である、「社会教育経営論」と「生涯学習支援論」の 2 科目を修得していただく必要があります。

居住地の都道府県教育委員会を通して申込みできます。ただし、当センターは、新たに社会教育主事となる資格を得ようとする者を優先しているため、定員に余裕がある場合に受け入れ可能ということになります。

なお、文部科学省から委嘱を受けた機関（大学等）でも受講できますので、文部科学省のホームページ等で確認してみてください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/gakugei/syuj/mext_00730.html